

平成 25 年 9 月 6 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うち石油給湯機付ふろがま 1 件、石油給湯機 1 件) 2 件
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7 件
(うち延長コード(タイマー付き) 1 件、エアコン 1 件、
照明器具(充電式) 1 件、テレビ(ブラウン管型) 1 件、
液晶ディスプレイモニター 1 件、耐熱ガラス製容器 1 件、
手すり用固定金具 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4 件
(うち扇風機 1 件、液晶テレビ 1 件、コンセント 1 件、鍋 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201200205及びA201200349を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 榎本金属株式会社が輸入した手すり用固定金具について（管理番号A201300393）

① 事故事象について

家人（80歳代）が、階段を降りる際、当該製品につかまったところ、当該製品が折れ、足を負傷しました。当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の鑄造工程で不純物（鉛等）の含有量が多かったため、強度が不足し、使用中に破損したものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2012年（平成24年）3月16日にウェブサイトにて情報を掲載するとともに、販売店、工務店を通じて、店頭掲示、ダイレクトメール送付により、対象製品の無償点検の呼び掛けを行い、点検の結果、不具合が確認された場合は無償交換を実施しています。

なお、同社は、今回の事故を受け、販売店、工務店を通じ、当該製品の設置先への点検強化を行うこととしています。

③ 対象製品等：製品名、品番、販売期間、対象個数

製品名	品番	販売期間	対象個数
手すり用固定金具	YS35-S	2005年3月1日 ～ 2006年5月31日	77,000
	YS35-W	2004年6月1日 ～ 2005年7月30日	246,720
	YS35-NS	2005年1月1日 ～ 2007年7月31日	34,710
合計			358,430

2012年3月16日からリコールを実施
点検率 13.7%（2013年9月5日現在）

対象製品の外観

YS35-S



YS35-W

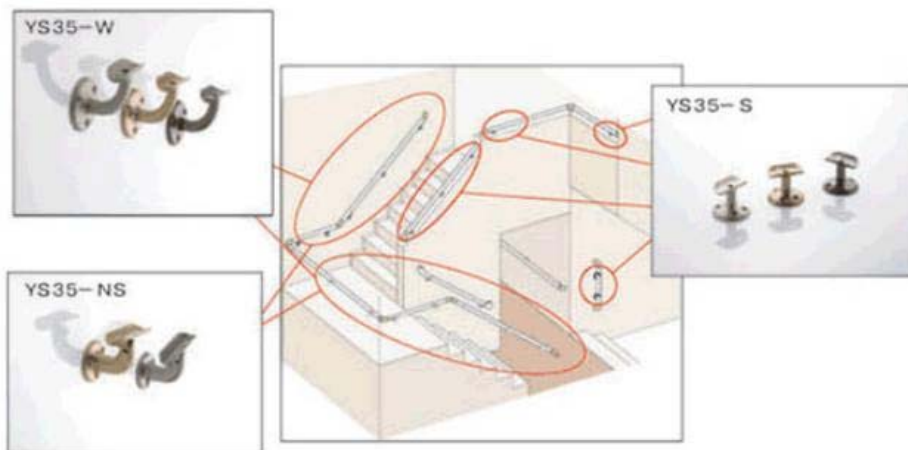


YS35-NS



※色は、各品番ともシルバー色、ゴールド色、ブロンズ色

確認方法：対象製品は次のような場所に使用されています。

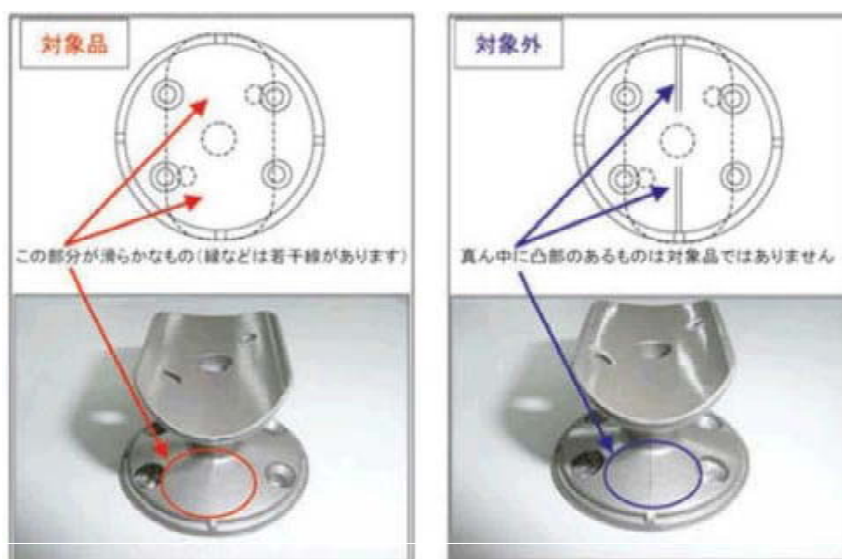


(イメージ：階段、玄関)

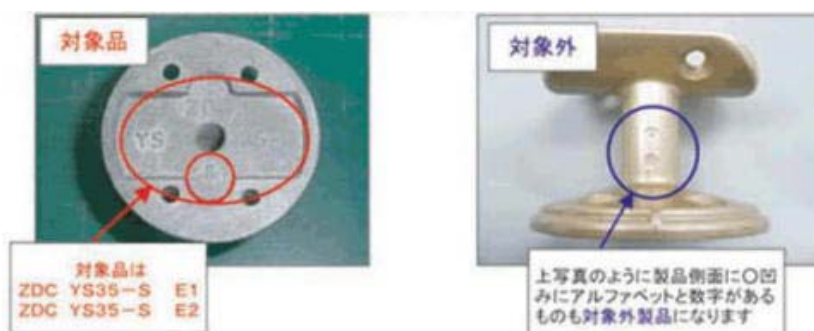
(品番：YS35-S)

対象製品は、下図、写真のように金具座面部が滑らかになっているものになります。

座面にラインや凹凸のある製品は対象製品ではありません。



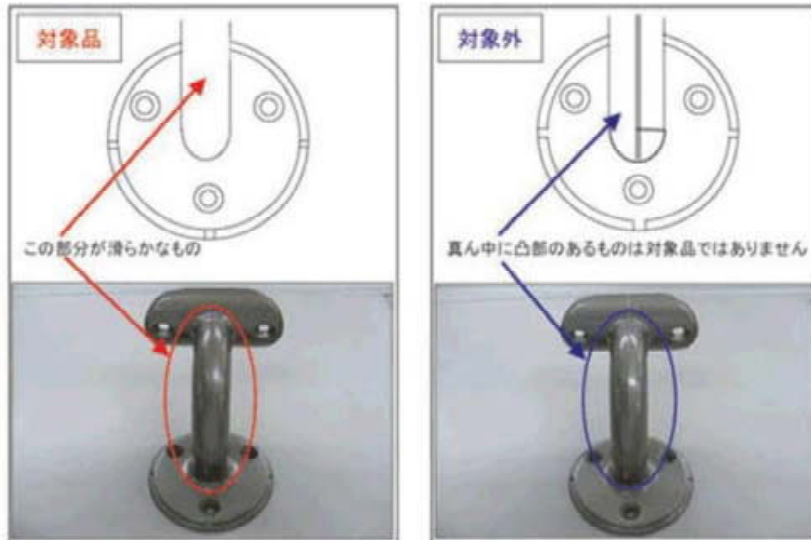
余剰品（施工前製品）がありましたら、座面裏の刻印にて点検・交換対象製品の判別が出来ます。刻印は下記図のようになります。表記以外の製品や刻印のない物は対象製品ではありません。



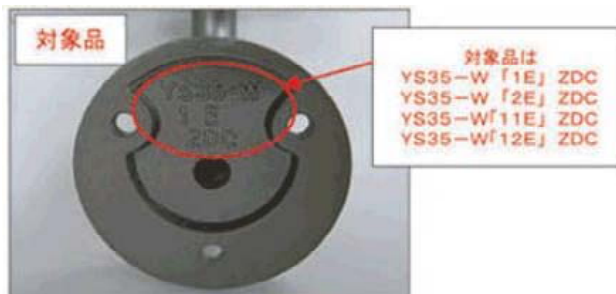
(品番：YS35-W)

対象製品は、下図、写真のように金具湾曲部が滑らかになっているものになります。

ラインや凹凸のある製品は対象製品ではありません。



余剰品（施工前製品）がありましたら、座面裏の刻印にて点検・交換対象製品の判別が出来ます。刻印は下記図のようになります。表記以外の製品や刻印のない物は対象製品ではありません。



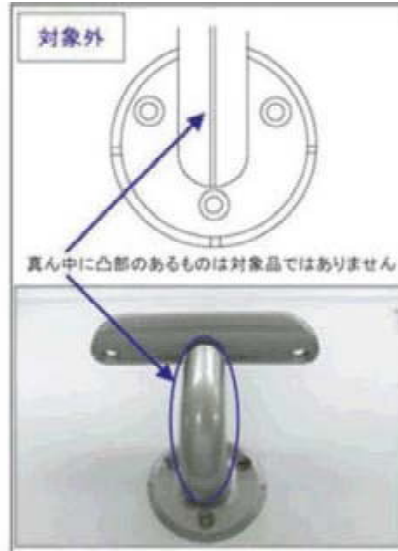
下写真のように製品側面に○凹みにアルファベットと数字があるものも対象外製品になります。



(品番：YS35-NS)

対象製品は、下図、写真のように金具湾曲部が滑らかになっているものになります。

ラインや凹凸のある製品は対象製品ではありません。



余剰品（施工前製品）がありましたら、座面裏の刻印にて点検・交換対象製品の判別が出来ます。刻印は下記図のようになります。表記以外の製品や刻印のない物は対象製品ではありません。



下写真のように製品側面に○凹みにアルファベットと数字があるものも対象外製品になります。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検を受けていない方は、直ちに使用を中止するとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(榎本金属株式会社の問合せ先)

電 話 番 号 : 0 1 2 0 - 6 3 4 - 5 0 0

受 付 時 間 : 9 時 ~ 1 8 時 (日・祝祭日、夏季・年末年始休暇を除く。)

ウ ェ ブ サ イ ト : <http://www.enomotohardware.co.jp/pages/index.html>

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、川船
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

(榎本金属株式会社が輸入した手すり用固定金具についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当 : 水野、長沼、山田 電 話 : 03-3501-1707 (直通)
F A X : 03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201300391	平成25年8月17日	平成25年9月3日	石油給湯機付ふろがま	JIB-2	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、異音がしたので確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	青森県	製造から25年以上経過した製品
A201300392	平成25年8月25日	平成25年9月4日	石油給湯機	IB-1SM	株式会社長府製作所	火災	シャワーを使用した後、炎が見えたので確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	福島県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201200205	平成24年5月29日	平成24年6月14日	延長コード(タイマー付き)	AQT-2	リーベックス株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品に水槽用照明器具を接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品内部に水等が侵入したことで、基板部の100V端子間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと考えられる。なお、当該製品は防水や防滴仕様ではないが、製品パッケージに「水槽のライトやCO2などの電源を、自動で何回も入/切できるタイマー(15分単位)」とうたっており、「水のかからないところでの使用」などの記載がなかったため、水槽そばに設置されて使用されていたことも影響していると考えられる。	東京都	平成24年6月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201200349	平成24年8月3日	平成24年8月10日	エアコン	SRK28ZH	三菱重工業株式会社(輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のファンモーターのコネクター部において、接触不良などの異常が発生し、出火に至ったものと考えられるが、コネクター部の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	福岡県	平成24年8月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300385	平成25年8月13日	平成25年9月2日	照明器具(充電式)	WH1201WP	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品をコンセントに差し込んだところ、しばらくして当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	広島県	
A201300386	平成25年8月20日	平成25年9月2日	テレビ(ブラウン管型)	C-28WAS20	三洋電機株式会社	火災	当該製品で視聴中、当該製品から発煙し、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から10年以上経過した製品 9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300388	平成25年8月1日	平成25年9月2日	液晶ディスプレイモニター	LCM-T193AD/S(S)	ロジテック株式会社 (現 ロジテックINAソリューションズ株式会社) (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、8月27日
A201300389	平成25年8月16日	平成25年9月2日	耐熱ガラス製容器	TC-100B	HARIO株式会社	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の樹脂製バンドが切れて容器部分が抜け落ち、足に火傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	
A201300393	平成25年8月11日	平成25年9月4日	手すり用固定金具	YS35-W	榎本金属株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	家人(80歳代)が、階段を降りる際、当該製品につかまったところ、当該製品が折れ、足を負傷した。事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品の鑄造工程で不純物(鉛等)の含有量が多かったため、強度が不足し、使用中に破損したものと考えられる。	神奈川県	平成24年3月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 点検率 13.7%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300383	平成25年8月21日	平成25年9月2日	扇風機	火災	倉庫で当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品を連続稼働させていた状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201300384	平成25年8月19日	平成25年9月2日	液晶テレビ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201300387	平成25年8月8日	平成25年9月2日	コンセント	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201300390	平成25年7月10日	平成25年9月2日	鍋	重傷1名	当該製品で調理中、内容物が跳ねて右手に火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が事故を認識したのは、8月29日

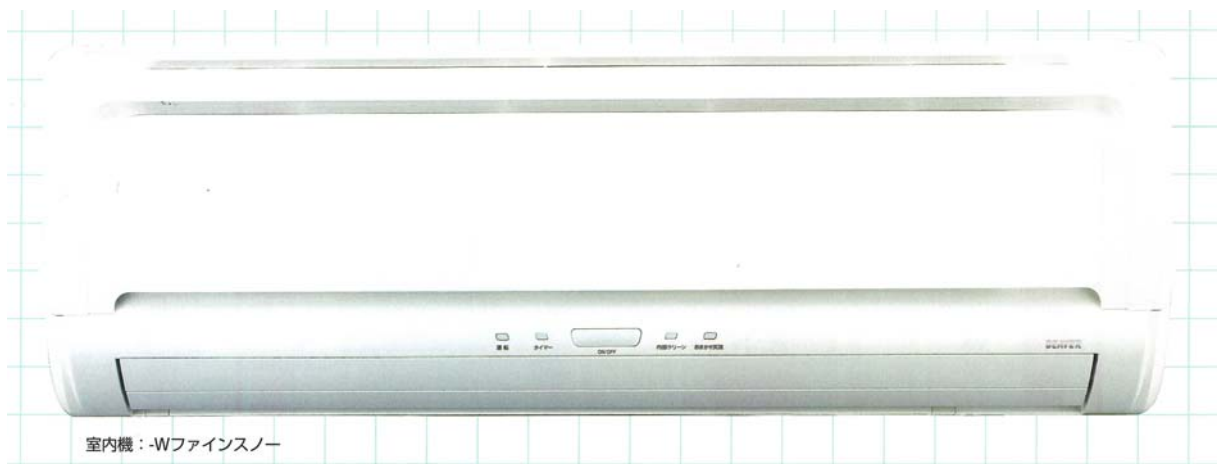
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

延長コード（タイマー付き）（管理番号：A201200205）



エアコン（管理番号：A201200349）



室内機：-Wファインスノー

照明器具（充電式）（管理番号：A201300385）



テレビ（ブラウン管型）（管理番号：A201300386）



液晶ディスプレイモニター（管理番号：A201300388）



耐熱ガラス製容器（管理番号：A201300389）

